

表面

○ この通知は医療機関等からの請求書（診療報酬明細等）に基づき、費用額（医療費の総額）を記載してあります。

なお医療機関などからの請求遅れ等があったときは、この通知に記載されないことがあります。

○ アスタリスク（右端の＊の表示）のあるものは、審査支払機関において減額査定が行われたものです。

裏面

医療費適正化にご協力を。

○ かかりつけ医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。

○ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。

○ 日頃から健康づくりに心掛けましょう。

○ お薬のもらいすぎに注意しましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先進医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。ただし、医薬品会社により、薬の形、色や味は新薬と異なる場合があります。

○ 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたもののだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

○ 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

※すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。使用できる病気（効能）が異なる場合など切り替えることができない場合もあります。

『よく笑い 感謝の気持ち 口に出す』

甲斐市 米山 ヨシミ さん

（28年度 川柳作品 ～健康の秘訣～ 広域連合長賞）

医療費のお知らせ

1. 「日数」欄の中には、入院・通院の日数の他に、電話等により治療上の意見を求めたもの等も含まれています。

また、薬局の場合は薬を受けた回数を示しています。

2. 費用額には、次のような保険外費用は含まれていません。

(1) 薬の容器代 (2) 歯科保険外診療 (3) 往診時の車代

(4) 健康診断料 (5) 入院時室料差額 (6) 診断書料 等

3. 「費用額（保険外費用を除く）」のうち、9割（所得が一定以上の世帯に属する方は7割）に相当する額が後期高齢者医療保険から医療機関等へ支払われています。残りの1割（又は3割）に相当する額は、皆様が医療機関等の窓口で負担された額となります。入院時の食事療養の費用額は、皆様が負担された金額を含めた総額です。

4. 窓口で負担された1割（又は3割）に相当する額が一定額を超えるときは、その超えた分について高額療養費が支給されます。支給手続きが必要な場合には原則として別途、連絡を差し上げます。ただし入院時の食事療養の費用額や保険外費用となる諸費用は、高額療養費の対象にはなりません。

5. 山梨県外の医療機関等で受診された場合は、「医療機関等名称」に都道府県名が印字されます。

6. 傷病名、薬剤名等の診療内容については、回答できませんのであらかじめご了承ください。